

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）

改正の概要

1 預入限度額の引上げ

預入限度額（郵便貯金銀行が一の預金者等から受入れをすることができる預金等の額）のうち、通常貯金、定額貯金及び定期貯金等（郵政民営化前に受入れをした郵便貯金を含み、財形定額貯金、財形年金定額貯金及び財形住宅定額貯金を除く。）の合計額を 1,000 万円から 1,300 万円に改める。

2 保険金額の通計制度による控除額の引上げ

保険金額の限度額（郵便保険会社が被保険者 1 人につき保険の引受けをすることができる額等）に関し、限度額を算定する際、郵便保険会社を保険者とする保険契約又は旧簡易生命保険契約に係る保険金額のうち、加入後 4 年経過した保険契約について、当該保険金額に算入しないとしている額（控除額）の限度を 300 万円から 1,000 万円に改めるほか、所要の規定を整備する。

※ 1 通計制度とは、限度額を算定する際、加入後 4 年を経過した保険契約について、最大 300 万円まで保険金額から控除することを可能としている制度をいう。

※ 2 上記の通計制度以外の保険金額の限度額の算定方法については、改正を行わない。

（注）郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）